令和7年度 京都市障害児者出張歯科健診事業 募集要項(追加募集)

1 事業の趣旨

本事業は、京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プランに基づき、障害のある方の口腔健康 管理の推進を図るために、障害児者入所・通所施設を利用する障害児者の方に対し、歯科健診・ 歯みがき指導を実施し、歯科疾患の予防や早期発見等につなげようとするものです。

なお、本出張健診は京都市障害児者・要介護高齢者等口腔健康管理推進事業の一部として実施します。

2 事業の内容

歯科医師・歯科衛生士が施設を訪問し、施設入所者・通所者に対し、歯科健診を実施します。 また、施設の希望に応じ、歯みがき指導を行います。

3 事業の対象

次の(1)~(3)のいずれかに該当する市内の障害児者入所・通所施設とします。 ただし、申込に当たっては、5に記載の申込要件を満たすことを要件とします。

- (1) 障害児入所施設
- (2) 児童発達支援センター
- (3) 次のいずれかの障害福祉サービスを行う事業所 施設入所支援、療養介護、共同生活援助、生活介護、就労継続支援B型

4 実施施設の募集と選定

事業の実施に当たっては、3に記載の対象施設から希望する施設を募集し、事業予算上実施 可能な施設数の範囲で、実施対象施設を選定します。

応募・選定の結果、その実施予定施設数が実施可能施設数を下回る場合に、追加募集を行う ことがあります。

5 申込要件

次の(1)~(7)の要件をすべて満たすことができるものとします。

- (1) 協力歯科医療機関がある場合は、<u>事前に</u>本事業の実施を希望し申し込むことを説明し、同歯科医療機関の了承を得ることができること。なお、本事業で歯科健診等を実施する歯科医師等は、協力歯科医療機関とは関係なく、本事業の委託事業者(令和7年度は一般社団法人京都府歯科医師会)から派遣されますのであらかじめご了解ください。
- (2) 歯科健診・歯みがき指導(以下、「歯科健診等」という。)を希望する入所者・通所者が8人以上である。
- (3) 歯科健診等を実施する日時を、土日祝日を除く平日日中に設定できる(できるだけ 午後1時~午後3時の間)。
- (4) 歯科健診等を行うための場所を事業所内等に確保できる。実施に当たっては、換気・消毒

等の感染防止対策が行えることとする。

- (5) 歯科健診の器具・健診票等の事業実施者が準備するものを除き、必要な物品(利用者の使用する歯ブラシやコップ、タオル等)を準備できる。
- (6) 事業実施(実施前、実施、実施後)に当たっての連絡調整や歯科健診等の必要物品の収受・管理・返送等の業務を行う施設職員を定め、円滑な事業実施に協力できる。
- (7) 歯科健診・歯科保健指導を行う際に、円滑な事業実施を行うためにサポートする職員が立ち会うことができる。

なお、上記の要件については、複数の施設の入所・通所者をあわせて、1つの歯科健診等の場所・時間帯を設定して対応することも可とします。ただし、その場合は代表の施設を定め、その施設が他の施設をとりまとめて申込みや調整等の業務を担い、円滑に実施できるようにすることとします。

6 募集について

募集については、次のとおりです。追加募集を行う場合は、別途ご案内します。

(1) 対象となる施設

市内の次のいずれかの障害児者入所・通所施設

- ・ 障害児入所施設、児童発達支援センター
- ・ 施設入所支援、療養介護、共同生活援助、生活介護、就労継続支援Bの障害福祉サービ スを行う事業所
- (2) 歯科健診・歯みがき指導の実施日 令和7年8月下旬頃から令和8年2月の期間で実施日を調整します。
- (3) 募集期間

令和7年5月22日(木)~令和7年6月5日(木)

- ※ システム停止等(メンテナンスなど)により申込みができなかった場合などは対応できませんので、余裕をもってご対応をお願いいたします。
- (4) 申込方法(※本年度から京都市スマート申請を使用します)

下記の京都市情報館「【入所・通所】令和7年度京都市障害児者出張歯科健診事業に係る募集について(追加募集)」のページをご確認のうえ、ページ内の申込フォーム(京都市スマート申請)からお申し込みください。

URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000341335.html

必ずご確認ください 申込み後、翌営業日になっても"申請受付"のお知らせが届かない場合は、申込ができていない可能性がありますので、お手数ですが、8に記載の問合せ先にご連絡をお願いいたします。

(5) 審査と実施施設の選定

- ・ 施設からのお申込み後、申込情報から審査し、実施施設を選定します。
- ・ 審査に当たって、必要に応じ、本市や委託事業者から各施設にお問合せすることがあり ますので、ご了承願います。
- ・ 応募の状況により、事業予算上の実施可能施設を超える場合は、申込要件に係る状況や 事業利用状況(初めて本事業を利用される施設が優先)、歯科健診等の実施に係る状況(場 所、必要人数等)、申込順等を踏まえて、本市において実施施設を決定いたしますので、ご 理解をお願いいたします。

(6) 実施施設の選定結果の通知(審査結果通知)

実施施設の選定後、令和7年6月中旬~下旬頃を目途に、審査結果を登録メールアドレス 宛にメールで通知いたします。

7 備考

- ・ 申込情報については、事業運営のために委託事業者と共有し、実施施設の審査・選定や、 本市並びに委託事業者からの連絡調整等に使用しますので、ご了承ください。
- ・ 実施施設として選定された場合でも、その後の本市や委託事業者との歯科健診等実施に当 たっての調整の段階で、事業の実施が難しいと判断された場合は、歯科健診等の実施ができ ない場合がありますので、ご了解願います。

8 問合せ先

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課(口腔保健担当) TEL 222-4420 FAX 222-3416